

○財務省令第九十四号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）の施行に伴い、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する

省令

（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第一条 税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

「又は国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に

関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項」を「、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項又は経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第五条第三項」に改める。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第二条 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四〇号の次に次の二号を加える。

四〇	経済上の連携に関する日本国とオーストラ	第三条第一項第一号ロ
の二	リアとの間の協定に基づく申告原産品に係	
四〇	る情報の提供等に関する法律施行令（平成	第三条第二項第二号
の三	二十六年政令第三百九十四号）	

附 則

この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係

る情報の提供等に関する法律の施行の日から施行する。